

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年3月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.0 + 4.0) / 2 = 4.0$

4.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

| | 評価指標 | 進捗度 | 評点 |
|---|----------------------|-----|----|
| 1 | 特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額等 | 91% | 4 |

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 1 = 4.0$

4.0

※) 1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa: 5・20%、b: 4・10%、c: 3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(3.7 + 4.0 + 4.3) / 3 = 4.0$

4.0

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

(事項)

- 農業経営改善自家用貨物自動車活用事業

(概要)

- 走行距離が短い等の一定の要件を満たす自家用貨物自動車について、法定点検を行い安全性が確認された場合、車検期間を1年延長できる制度が創設された。

(規制所管府省(国土交通省)の評価(特記事項))

- 特例措置の効果が認められる。

なお、車検期間の検討においては、不具合状況等の十分なデータ収集が必要。

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

(事項)

- 食品の有用性(機能性)表示制度の見直し

(概要)

- 国との協議の結果、機能性に関する研究が行われている食品については、商品に、「健康でいられる体づくりに関する科学的研究」が行われている旨を表示することが可能であることが確認できた。

等

専門家による評価の平均値

3.7

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

4.0

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.3

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 総合評価

(専門家所見(主なもの))

3.8

- ・目指す方法は適切であり、ゆっくりではあるが売り上げは着実に伸びている。食の需要を喚起する方策について記述されていないことは改善が期待される。
- ・地域独自の取組が多く試みられ、リモートセンシングやイスラム諸国への展開など特徴ある試みが評価できる。
- ・期間中に当事業地区の食品輸出は増加したものの、全国の食品輸出額における寄与は小さく、他の地域に比べて北海道の優位性が失われていることが懸念される。
- ・北海道製品の優位さを示すブランド化、国際マーケットにおいてターゲットにする地域や製品の設定などの国際市場拡大戦略のより実践的な練り上げが求められているのではないか。また、国や自治体を含めたロジスティックな取組も検討されたい。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

3.8

評価結果

I、II及びIIIを平均して算出 $(4.0+4.0+3.8)/3=3.9$

3.9

(注)評価に係る評点の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。